

《論文》

韓国の FTA 推進戦略と東アジア地域主義¹⁾

—日韓 FTA と米韓 FTA を中心に—

朴 利 建

はじめに

1. 分析の枠組み—地域政府間協働
2. 韓国の FTA 推進戦略に対する批判的検討
3. 日韓 FTA—地域政府間の協働によらない状況的地域主義
4. 米韓 FTA—地域政府間協働を超えた脱地域主義

おわりに

はじめに

自由貿易協定 (FTA : Free Trade Agreement) とは、特定国家間で排他的な貿易特惠を与え合う協定であり、最も緩やかな形態の経済統合である。一般的に FTA は地理的に隣接する 2 カ国またはそれ以上の国家が、対等な条件で経済的利益を追求することを目的に、同盟もしくは連携を通じて加盟国家間で差別のない経済統合体を形成することを目標としている。このような FTA は世界的な広がりや質的な深化だけでなく、地域主義を基盤とする既存の FTA と連携した地域貿易協定 (RTA : Regional Trade Agreement) の活性化など、世界政治経済の主要な軸として展開されている。ここで確認すべきことは、FTA が必ずしも地理的に隣接した国家間においてのみ成立するものではないということである。FTA の推進背景には、複雑な国際力学の構図の中で政治同盟を確保しようとする戦略的動機が強く作用するからである。

近年、韓国では世界貿易機関 (WTO : World Trade Organization) を中心とする多国間自由貿易主義の推進と東アジア地域を中心とする地域主義の発展という、相互補完的な流れが共存している。更に、急変する新しい世界貿易秩序に対応し、先進国中心の地域経済圏形成に対応するための対外通商政策の主要な戦略として FTA を採択している。その結果、外交通商部通商交渉本部は 2003 年 9 月、「自由貿易協定 (FTA) 推進ロードマップ」

という報告書を作成し、FTAを先進通商国家に仲間入りするための手段として活用していることを明らかにしている²⁾。同報告書によると、韓国のFTA戦略は経済的・政治的効果を極大化し、市場の確保と生産性向上を実現するため、巨大・先進経済圏とのFTAを推進するという基準で相手国を定めている。これは韓国政府が、国際通商外交での高い海外依存度とFTA未締結による不利益を最小化するための安定的海外市場の確保が避けられないという面と、能動的な市場開放と貿易自由化による韓国の全般的なシステムの先進化と経済構造の体質改善を図らねばならないという面を同時に考慮していることを意味する³⁾。

第2節で具体的に考察することになるが、韓国はFTAの世界的広がりに対応し、「同時多発化」に基づきFTAを積極的に推進している。韓国は2004年4月にチリ、2006年3月にシンガポール、2006年9月に欧州自由貿易連合（EFTA：European Free Trade Agreement）⁴⁾とFTAを発効した。また2007年6月にはアセアン（ASEAN：Association of Southeast Asian Nations）と商品貿易分野でFTAの発効を履行しており、アメリカとは2007年4月にFTA交渉が妥結し、2007年6月中旬から追加交渉が進められ、6月末にはこれも妥結した。更に韓国はメキシコ、カナダ、インド、日本、EU（European Union）等41カ国・地域とも交渉を進めており、中国、南米共同体（MERCOSUR：Mercado Comun del Cono Sur）、湾岸協力会議（GCC：Gulf Cooperation Council）ともFTAを推進する予定である。

特に注目すべきは、韓国が中長期的に東アジア、EU、米州自由貿易地域（FTAA：Free Trade Area of the Americas）を結ぶFTAハブ国家をめざそうとしている点である。これは盧武鉉政権の3大国政目標のひとつである「平和と繁栄の東アジア時代の具現」という理念に基づきFTAを、東アジア地域主義の発展を促進すると同時に新自由主義的世界化の圧力に効果的に対応するための戦略的手段として活用していることを意味する。

その場合、次のような疑問が提起される。「韓国のFTA戦略は本当に東アジア地域主義の発展に寄与しているのか」ということである。これに対して盧武鉉政権は、韓国のFTA戦略は東アジアの協力と発展に貢献できると表明している。東アジアの発展は米韓FTA締結を通じて更に活性化され、これが中国と日本を刺激し、両国が競って韓国にアプローチするようになるため、韓国を中心とするFTAネットワークが東アジアで形成されるものと考えている。しかし、この件についての具体的な言及がないため、東（北）アジア経済共同体建設のためのFTA戦略と連携した盧武鉉政権の地域戦略に対して強い疑問を抱かざるを得ない。こうした流れの中でFTAがRTAを含む地域制度化を促進する重要な媒介として登場していることは否定できない事実であるが、国家戦略とアプローチの仕方によっては、地域主義の発展に逆行する可能性がある。なぜならば、大部分のFTA推進国家は当面の国益だけに重点を置き、優先的に巨大先進経済圏とのFTAを推進するという、狭小かつ単線的な新自由主義的思考から抜け出せないからである。

本研究は、韓国の FTA 推進戦略が東アジア地域主義発展と繁栄を促進するよりも、むしろ亀裂と対立を深めるかたちで進められていることを論議している。論争の焦点は、地域一統合主義的観点から日韓 FTA と米韓 FTA が東アジア地域主義の発展にどのような意味をもつのかを明らかにすることである。本研究をより体系的に分析するために、次のような順序で論議を進めていく。まず、次節では FTA についての既存の理論を比較・考察し、その限界を指摘した後、「地域政府間協働」という理論的概念に基づき、東アジア地域主義の展開における韓国の FTA 推進戦略の問題点を指摘する。第 2 節では米韓 FTA の推進状況を振り返り、批判的な視点から推進戦略の問題点を指摘する。第 3 節では日韓 FTA の事例を通じて韓国が地域政府間協働なしに状況的地域主義に便乗していることを指摘し、FTA 推進戦略の問題点を論議する。第 4 節では米韓 FTA 事例を通じて韓国が地域政府間協働を超えた脱地域主義に便乗することを指摘し、FTA 推進戦略がどのような意味を持つのかについて論議する。最後に結論として、韓国の FTA 推進戦略についての全般的な評価を行う。

1. 分析の枠組み—地域政府間協働 (Regional Intergovernmental Collaboration)

国際政治学 (IP : International Politics) 或いは国際政治経済学 (IPE : International Political Economy) を専攻する多くの研究者たちは世界化 (globalization) を、形成された制度、規則そして (非) 政府政治行為者間の社会的相互作用によって形成された経済的産物だと説明しており、また地域主義 (regionalism) を、域内の経済的相互依存と統合を強化する地域化に対応しつつ、政治的主体の交渉、調整、そして協調による地域統合の制度化を目指す政治的産物だと定義している⁵⁾。このような点で、FTA は世界政治経済秩序の再編に関与する国家間の政策的協働と相互依存を通じて世界化と地域主義の間の均衡点を探る試みである。

現実主義者たちは、構成国経済の発展段階、政治体制の違い、文化的背景の多様性などを理由に「地域」よりも「国家」の発展を追求するが⁶⁾、本研究は規範的価値の重要性と制度化された協働の必要性を強調しつつ、東アジア「地域」の発展が直ちに域内「国家」の繁栄を促進するという観点から論議を展開している。東アジア諸国が地域主義の発展を通じて達成しようとする目標は、地域の経済統合、制度化、共同体構築などの制度化された協働の機能的効率を高めることにより、勢力を増しつつあるアングロ-アメリカン方式の世界化圧力に効果的に共同対応しようとするところにあった。これは世界政治経済秩序がアメリカ主導の一元主義から北米、ヨーロッパ、そして東アジアという地域を中心に多元的に展開されているという地域主義発展の必要性を示唆している。

最近の東アジアにおける地域主義の展開において、域内国家の FTA 推進形態は非常に多様である。例えば、GATT/WTO に基づき世界化を目指す開放主義⁷⁾、国内政治の多元

的モデルである利益集団の変数に基づいて自国の利益を反映する保護主義⁸⁾、自由主義の機能性と保護主義の多元性を折衷して対外通商戦略に反映する補完主義⁹⁾がその主要な流れである。こうした既存の論議は、FTAと地域主義に関連した具体的な分析のための理論の枠組みを示すよりも、理念的論争に焦点が置かれたものが大部分である。

本研究は韓国のFTA戦略が東アジア地域主義の発展を阻害しているという仮説を設定し、日韓FTAと米韓FTAの事例を通じて推進戦略の問題点を指摘しようとするものである。そのため本研究は地域・統合主義的観点から、ラベンヒール¹⁰⁾により提唱された「地域政府間協働 (regional intergovernmental collaboration)」という理論的概念を、域内の政治行為者たちによる地域政府間協働「なし」もしくは「超えた」形でのFTA推進戦略が、東アジアにどのようなかたちで反映されているのかを明らかにする分析の枠組みとして活用する。本研究では「地域政府間協働」とは、域内の経済・社会的利害関係が政治過程を通じて地域統合を目指す政府間の、政策的相互依存が地域の制度として現れる過程と定義する。地域政府間協働は、機能主義的アプローチと構成主義的アプローチの問題点を補完しつつ地域統合に対してより体系的で明瞭な枠組みを提供しているという点で理論的に非常な長所を備えていると言える¹¹⁾。地域政府間協働の核心は地域統合が、利益の結実、政府間の駆け引き、そして執行という過程を通じて制度化された地域共同体の設立を促進するという点である¹²⁾。このような観点から地域政府間協働は、地域的基盤を基にRTA、地域結束力、地域共同体などのような域内メカニズムの発展のため、政府間の制度的な交渉を通じて創り出される政治的行為である。ここで確認すべきことは、FTA推進戦略において地域政府間協働が包括している機能的役割に対する理解である。

第一に、地域政府間協働はRTAの拡散を促進する。RTAは多国間主義に優先する対外通商政策であり、地域政治経済 (inter-regional political economy) 時代の到来に備えるという趣旨から論議されている。これは、RTAが地域政府間の政治経済複合体—多国間政治経済共同体—世界政治経済統合へと発展する、多層的かつ並列的な国際政治経済秩序の構築を促進する役割を果たしていることを意味する。RTAの拡散は、地理的に隣接した域内国家間に比較優位が存在する貿易関係から形成される自然的経済協力が主流であったが、最近では地域間、もしくは地域を越えた経済協力が徐々に増えつつある傾向にある¹³⁾。なぜならば、地域を中心とする多国間主義的経済協力が形成されると、脱地域主義的な政府間協働の中で地域主義に力動性が付加されるだけでなく、地域主義を加速化させる可能性もあるからである。このような傾向は、RTAが地域間対立という面よりも、地域間相互補完という面の対外通商戦略的機能を果たしていることを意味する。しかし、ここで指摘したいのは、地域政府間協働に基づいて成立したRTAが地域主義の発展をより具体化する役割を果たすということだ。

バラッサ¹⁴⁾は「地域」単位を基礎にして、政府間協働を通じて形成されたRTAを、①自由貿易地域 (FTA : Free Trade Area) ②関税同盟 (customs union) ③共同市場

(common market) ④経済同盟 (economic union) ⑤完全経済統合 (complete economic integration) の5段階に分けて説明している。このような観点から見ると、東アジア諸国は域内政府間協働に基づく東アジア自由貿易協定 (EARTA : East Asian Regional Trade Agreement) の設立を目指している。谷口¹⁵⁾は東アジア地域主義の制度化の可能性について、EARTA が「東アジア経済ゾーン」から「東アジア経済団体」に発展し、究極的には一つに統合された「東アジア経済ブロック」の設立へ進展するものと見ている。すなわち東アジア諸国は地域政府間協働を通じて市場 - 基盤から制度—基盤の地域主義へとシフトしているのである。

第二番目は、地域政府間協働は地域結束力を形成させる。地域結束力は、地域主義発展を目指す域内政府間協働を通じて、制度化された地域協働を構築しようとする基盤の「着手、調整、そして移行」を展開する原動力となる¹⁶⁾。特に、地域結束力は、地域単位の FTA 推進過程で形成される地域主義のアイデンティティに関する説明を可能にする。これは地域間の国家関係に基づいて形成された外部の変数と域内国家関係に基づいて形成された内部の変数を通じて、より具体的に検討することができる。例えば、東アジア地域主義は独特な発展過程を経てきたため地域の結束に対して、次のような二つの構造的ジレンマに直面している。まず一つは、適切な制度化と政治的意思による地域結束力を明示しようとするほど域内国家間の主導権争いや葛藤が深化する状況の地域主義へとシフトしてしまうという点。二つ目は地域結束力に対する欲求が高くなるほど域外国、中でも特にアメリカの干渉や介入を受けて、脱地域主義化に流されてしまう傾向が強いという点である。

FTA が東アジア経済統合を促進する重要な手段として登場し、その具体的な内容は交渉に参加する国家間の複雑な相互作用を経ながら慎重に対応しているが、多くの東アジア国家は地域結束力に基づいた政府間協働を強化させようとする東アジア自由貿易地域 (EAFTA : East Asian Free Trade Area) の設立に強い意欲を見せている。EAFTA の設立に関する論議は 2000 年 11 月、シンガポール ASEAN + 3 首脳会談で初めて行われ、2001 年 10 月、東アジアビジョングループ (EAVG : East Asian Vision Group) から具体的な提案がなされた。このような EAFTA の設立には、域内諸国において地域貿易統合を後押しするための政策的整備が必要である。従って東アジア諸国は地域経済統合の進展を市場だけに委ねるのではなく、地域政府間協働を通じて政策的共助を行いつつ持続的に進めるべきである¹⁷⁾。

三つ目は、地域政府間協働は地域共同体の構築を促すという点である。地域共同体は地域の社会化を理解しようとする理念、規範、アイデンティティを通じて域内国家間の文化的共通点を発見しようとする試みであるだけでなく、域内諸国の位置づけを公式に整えようとする政策調整と相互依存を増進させる制度化された協力のかたちである。東アジア共同体に関する論議は 2001 年 11 月、EAVG の報告書「東アジア共同体を目指して：地域

の平和、繁栄、そして発展」を通じて公式に提起された。同報告書によると、東アジアの人々は域内の全般的発展に基づく平和、繁栄、発展の東アジア共同体の設立を望んでおり、そのための地域政府間協働を通じた経済、財政・金融、政治・安保、環境・エネルギー、社会・文化・教育、という五つの協力分野を具体的に提示している¹⁸⁾。

さらに、域内 FTA の拡散が ASEAN + 3 の制度化と関連して、地域政府間協働を中心に東アジア共同体に関する論議を促進する実質的な結果を残した。例えば、2003年5月には「東アジア・シンクタンク・ネットワーク」が北京で設立され、2003年12月には「東アジアフォーラム」がソウルで開催され、2004年5月には東京で「東アジア共同体評議会」が設立された。これらの動きは、「域内の機能的協力と統合を制度的に強化し、信頼、互惠、共生の地域共同体を建設することにより、平和と繁栄の東(北)アジア時代を実現していくこと」を目的としている¹⁹⁾。特に域内国家の FTA 推進戦略を通じた域内経済協働体設立に向けての動きは、政治経済的な領域から利害関係が広がり、地域政府間協働をベースに、より包括的な東アジア共同体の形成を促進させるであろう。

2. 韓国の FTA 推進戦略に対する批判的検討

伝統的に韓国は新重商主義的経済発展モデルを採択し、「輸出指向的産業化 (export-led industrialization)」政策に基づき、国内市場に対する各種保護措置を整備して対外通商政策を展開してきた²⁰⁾。しかし1990年代に入り韓国はウルグアイ・ラウンドをめぐる国内外の対立、経済協力開発機構 (OECD: Organization for Cooperation and Development) 加入後の世界化政策としての不平等な開放、WTO 体制への消極的対応の結果生じた国内構造調整の遅延などの政治経済状況の変化により、対外通商政策の全面的な修正が不可避となった。特に1997～98年の経済危機による国際通貨基金 (IMF: International Monetary Fund) 体制は国民の意思とは関係なくアングロ - アメリカン方式の貿易世界化と自由化を推進し、韓国的通商政策から脱皮した FTA が新たな対外通商政策の戦略として樹立されるようになった。このような観点から、為替危機克服が絶対的な課題であった当時の金大中政権は、世界的な地域主義の広がりによる輸出環境悪化を防止し、国内市場拡大による投資促進効果を得るために FTA 推進に積極的な態度を見せた。

韓国の FTA 推進は1998年11月、最初の相手国としてチリに着目し、2002年10月の妥結をきっかけに従来式の用心深くて慎重なアプローチから脱皮し、政策的に焦って推進する様相を呈した。盧武鉉政権は2003年8月、対外経済長官会議を経て韓国の FTA 推進ロードマップを決定した。翌年4月、外交通商部は相手国の選定について多少変更を加えた「保安ロードマップ」を提示したが、基本的枠組みは既存のロードマップから大きく外れることはなかった。以後、2005年に財政経済部の主導で推進された「先進通商国家」プロジェクト達成のための手段として、FTA が韓国の対外通商戦略に反映されるように

なった。韓国の FTA 推進戦略の核心は巨大先進経済圏と同時多発的に包括的で高いレベルの FTA を妥結するというにまとめられる。究極的には巨大先進経済圏であるアメリカ、日本、中国、EU などとの妥結を目指しつつ、成功的に推進するために周辺国家との FTA にも注力している。表 1 は 2007 年 6 月現在の韓国の FTA 推進現況である。

表 1 韓国の FTA 推進現況 (2007 年 6 月現在)

| 段階 | 対象 | 現況 | 内容 |
|-------------|--------|---|--|
| 発効／ 交渉完了 | チリ | 1999 年 9 月交渉開始 2002 年 10 月交渉妥結 2004 年 4 月 発効 | 韓国初の FTA 相手国。脱地域主義 FTA 締結の最初の事例。中南米市場進出の橋頭堡確保。対外開放意思の表明。 |
| | シンガポール | 2003 年 10 月交渉開始 2004 年 11 月交渉妥結 2006 年 3 月 発効 | 国際的ビジネス拠点との戦略的連携。東北アジアと東南アジアを連結する橋頭堡確保。包括的 FTA として貿易・投資の拡大及び円滑化、開城工団生産製品の海外販路開拓のための先例構築。 |
| | EFT | 2004 年 12 月交渉開始 2005 年 7 月交渉妥結 2006 年 9 月 発効 | 先進経済圏と欧州経済圏との FTA 締結による効果の極大化を期待。産業の相互補完性により相互利益増大が期待。ヨーロッパにおける韓国商品の認知度向上。 |
| | ASEAN | 2004 年 11 月交渉開始 2006 年 4 月(商品分野) 交渉妥結 2007 年 6 月(商品分野) 発効 | 初めて巨大経済圏と締結した FTA。 |
| | アメリカ | 2006 年 2 月交渉開始 2007 年交渉妥結 2007 年 6 月追加交渉／ 妥結 | 8 次につながる公式交渉と 2 次の追加交渉後に妥結。アメリカが要求した 4 大先決課題を先に受け入れ、その後に交渉するという非対称的交渉。 |
| 交渉中 | 日本 | 2003 年 10 月交渉開始 2004 年 11 月膠着状態 | 貿易及び商品譲歩案などの争点で決裂。第 6 次交渉で中断。 |
| | ASEAN | 2007 年 4 月第 17 次交渉終了(サービス投資分野の)交渉継続 | 2007 年 11 月までの交渉妥結を目標に進行中。 |

| | | | |
|---------|------------------|--|--|
| 交渉中 | メキシコ | 2005年9月第1次交渉開始以来第3次交渉終了（2006年6月） | メキシコは国内政治問題により‘日本を除く其他国家との交渉中断’。事実上中断状態。 |
| | カナダ | 2005年7月第1次交渉開始以来第10次交渉終了（2007年4月） | 商品分野の一部品目の合意を導出及び早期交渉を目標 |
| | インド | 2006年3月第1次交渉開始以来第6次交渉終了（2007年4月） | ASEAN-インドFTAよりも早い水準で進行。日本と中国に比べて韓国が選考する位置で交渉進行 |
| | EU | 2007年5月第1次交渉開始 | アメリカに次ぐ最大経済圏とのFTA推進開始 |
| 検討中 | MERCOSUR | 2005年5月韓国-メルコスルFTA共同研究第1次会議開催以来第6次会議終了（2006年10月） | 韓国の交易及び海外投資パートナーとしてその重要性が高まっている。 |
| | 中国 | 2007年3月韓国-中国FTA産学協働研究第1次会議開催 | 政府間レベルで積極的意思を表明。 |
| | GCC | 2007年3月韓国-GCCFTA推進合議 | 安定的原油確保のために積極的実行意思を表明。 |
| 中・長期的検討 | 東北アジア | 2003年10月非公式共同研究開始に合意 | 共同研究中。 |
| | ASEAN+3 EAFTA | 2007年から政府案検討開始、トラッカーIIレベルの民間研究所で2009年交渉開始、2011年締結、2020年完全自由化提示 | 東アジア経済統合の究極的な目標；世界政治経済の調和ある発展を提示 |

出所：韓国外交通商部通商交渉本部（http://www.fta.go.kr/user/fta_korea/policy.asp：2007年6月30日アクセス）を参考に筆者が要約。

ここで確認すべき点は 盧武鉉政権のFTA推進戦略と東アジア地域主義発展に対する立場はどのようなものであるのかという問題である。盧武鉉政権は東（北）アジア時代構想を実現するため、金大中政権の東北アジア経済中心推進委員会を継承した東北アジア時代委員会を設けて、東アジア地域主義の肯定的な発展を目指すように思われた。これは

盧武鉉政権の初期 FTA 推進戦略が金大中政権時に構想された東アジア地域主義の「ハブ国家論」を支持し、域内政府間協働の重要性を強調しつつ FTA 推進戦略を履行してきたためである²¹⁾。ここで興味深いのは 2003 年と 2004 年の FTA ロードマップでは日本が最優先対象国であり、その次が ASEAN、中国を中心とする東アジア諸国、そして中 - 長期的にアメリカと EU の順で推進しようとする動きが見えたことである²²⁾。

しかし金大中政権の地域主義を継承するよう見えた東（北）アジア時代構想は、2006 年から米韓 FTA 中心へと対外通商政策を急旋回し始めた。盧武鉉大統領は、米韓 FTA は「我々が主導的な状況をつくり、我々が提案して達成したことであり、その間、様々な戦略について報告を受けた後、慎重に考えて決定したものである」と明らかにした²³⁾。このような FTA 推進戦略は、韓国が地域政府間協働を無視して東アジア共同体の構築はおろか、対立と分裂を触発する導火線として作用するものと判断される。盧武鉉政権の FTA 推進戦略は地域政府間協働なしに、地域を越えた経済的妥当性、政治的含み、相手国の意思、巨大先進経済圏との統合における橋頭堡確保の確保などを基準に当面の目に見える国益の拡大という側面を考慮し、対象国を選択したのである。従って盧武鉉政権は自国の対外通商政策目標と経済発展戦略、そして経済的効果と構造調整コストに関する結果と含意を綿密に検討して、推進相手国と地域の選定を総括的利益と原則を考慮しつつ FTA を推進しなければならないのである。こうした脈絡から韓国の FTA 推進戦略に対して次のような問題点が指摘される。

まず推進戦略に対する体系的アプローチが不十分であるという点である。外交通商部通商交渉本部が発刊した「FTA ロードマップ」は 20 ページ余りに過ぎない略式報告書の形式であり、FTA 推進環境の必要性、方向性、国内対策、対象国選定基準、推進計画に関する概括的なスケジュールを提示するだけで具体的な内容には言及していない。この報告書は FTA 拡散の必要性だけを強調して、守るべき体系的原則については詳述していない。FTA 推進戦略において「順序とスピードを合わせること」は大変重要な原則である。しかしながら韓国の FTA 推進戦略は対象国の選定基準や中間もしくは最終目標の達成時期、推進策などについては言及しておらず、状況の選択の論理で当面の国益拡大という側面から巨大先進経済圏との FTA 妥結を究極の目標にしている。このような韓国の FTA ロードマップは体系的アプローチというよりも、むしろ焦燥感のある任意的アプローチの属性を内包している²⁴⁾。

二つ目は、外交安保分野との連携が不十分であるという点である。FTA は外交安保政策をベースに樹立される対外通商戦略である。にもかかわらず盧武鉉政権の FTA 推進体系は、外交安保分野の司令塔である国家安全保障会議（NSC）と対外経済分野の最高議決機構である対外経済長官議会間の連携が殆どなされていないのが現実である。例えば、2006 年 3 月 27 日、ジョンテイン前国民経済秘書官は CBS ラジオとのインタビューで「米韓 FTA の推進決定は NSC との協議もなく準備なしの状態で拙速に下された」と指摘し、

FTA 推進戦略の樹立において、経済的開放論者の主導を牽制できる外交・安保的慎重論者の参加必要性を明らかにした²⁵⁾。更に東（北）アジア国家に対する地域戦略樹立についても、中－長期的戦略を樹立する東北アジア委員会と対外経済委員会間の協議体系がほぼ皆無である。これは経済部処中心に構成された対外経済長官会議が FTA の最高意思決定機構であり、外交通商部内にも通商交渉本部が實際上主導するという推進体系上の問題に起因すると言える。

三つ目は、国民の共感を十分に得ていないという点である。2006年5月19日、盧武鉉政権は FTA 推進が海外市場確保、外国人投資の誘致、そして開放を通じた生産性確保だと説明しつつ、「開放は選択ではなくて生き残り戦略」だと強調している²⁶⁾。しかし国民の意見を収斂できない開放は、利益を得る集団と不利益を被る集団が鋭く対立を生み、国内の社会経済的苦痛を惹起させる。従って盧武鉉政権の FTA 推進戦略は国民から妥当性と名分を得るのに限界があると思われる。これらの問題を補完するために盧武鉉政権は2004年5月「自由貿易協定締結手順規定（大統領訓令121号）」を制定し、公聴会を通じて利害関係者たちの意見を聴取し、意見を収斂して推進戦略に反映しようと措置をとった。この規定による FTA 推進手順は、公聴会などのような制度的メカニズムを構築して広範囲な意見収斂を経て国民的合意を形成し、民間専門家の参加を拡大して徐々に透明性を確保していくことを目的にしている。それにも関わらず韓国の FTA 推進形態は「民間の諮問や利害関係者の意見収斂は形だけのもの」に留まっており、FTA 締結の時国内被害集団に対する「利益の反映が適切に行われる可能性は極めて低い」のが現実である²⁷⁾。

3. 日韓 FTA—地域政府間の協働によらない状況的地域主義

日韓 FTA は1998年10月東京と1999年3月ソウルで開催された金大中大統領と小渕恵三首相の首脳会談の結果である「21世紀に向けての新たな日韓パートナーシップ」と「日韓経済協力議題21」という共同声明を通じてその推進背景を確認できる。このような友好的な日韓関係を背景に展開された両国政府間協働は、FTA 推進について論議を加速化させた。特に1998年9月、駐韓日本大使の小倉和夫が韓国の全経連で始めて日韓 FTA の必要性を提示し公式に提案をしたが²⁸⁾、これを契機に両国間の FTA に関する話し合いを行うための動きが政府レベルで広がりはじめた。例を挙げると1998年11月、鹿児島で開催された日韓閣僚会談で両国は FTA 推進に関する共同研究を始めることに合意した²⁹⁾。この合意をもとに韓国対外経済政策研究院（KIEP）と日本貿易振興会（JETRO）傘下のアジア経済研究所（IDE）は国策研究所間での共同研究に着手した。これにとどまらず両国政府は日韓 FTA 推進をより具体化するための努力により、韓国の全経連と日本の経団連などに対し「日韓ビジネスフォーラム」の設置を奨励し、更には日韓 FTA 推進を担当する政府の実務担当者、財界の政策助言者、学会の専門家を含む両国の産・学・官共同研

究会を設立することを提案した³⁰⁾。

以上のように日韓 FTA は、1998 年 12 月から 2004 年 4 月まで国策研究機関間での共同研究、2001 年 9 月から 2002 年 1 月までの財界レベルでの FTA ビジネスフォーラム、2002 年 7 月から 2003 年 10 月までの産・官・学共同研究に至るまで、5 年間にわたる事前協議を経て両国は交渉開始に公式に合意した。日韓 FTA 交渉は 2003 年 12 月の政府間交渉を皮切りに 6 回行われたが、2004 年 11 月の交渉を最後にこう着状態となった。日韓政府は商品貿易分科会、非関税措置分科会、投資・サービス分科会、その他貿易イシュー分科会、紛争解決分科会、協力分科会の六つの分科会を設けて統合協定文を作成したにもかかわらず、商品譲歩案に対しては、両国の立場の違いから激しく対立した。このような交渉の停滞の根本的な原因は、両国間の産業構造が競合関係にあるうえ、産業競争力や関税構造が非常に非対称的であるため、利害関係が厳しく対立したことによるものである。表 2 は日韓 FTA の交渉過程を要約したものである。

表 2 日韓 FTA 交渉課程

| 公式交渉 | 時期 | 場所 | 内容 |
|-------|----------------------|------|--------------------------|
| 共同声明 | 2003 年 10 月 20 日 | バンコク | 両国首脳、政府間公式交渉の開始に合意 |
| 第 1 次 | 2003 年 12 月 22 日 | ソウル | 政府レベル交渉開始 |
| 第 2 次 | 2004 年 2 月 23 ～ 25 日 | 東京 | 分科会ごとに主要イシューに対する意見交換 |
| 第 3 次 | 2004 年 4 月 26 ～ 28 日 | ソウル | 協定文草案に関する意見交換、協定文案に関する論議 |
| 第 4 次 | 2004 年 6 月 23 ～ 25 日 | 東京 | 六つの協定分科会別に争点基礎を論議 |
| 第 5 次 | 2004 年 8 月 23 ～ 25 日 | 慶州 | 統合協定文作成 |
| 第 6 次 | 2004 年 11 月 1 ～ 3 日 | 東京 | 協議（合意に至らず） |

出所：韓国外交通商部通商交渉本部 (http://www.fta.go.kr/user/fta_korea/info.asp?country_idx=12 : 2007 年 6 月 30 日アクセス) を参考に筆者が要約。

上の表 2 から分かるように、両国は第 6 次 FTA 交渉で商品譲歩案に合意できなかったため、2007 年 6 月現在まで日韓 FTA 交渉が中断された状態である。このように日韓 FTA での主要な争点は「貿易」、特に「商品貿易」であって、その中でも「関税撤廃」に関する問題である。従って、関税撤廃による損益が両国の産業にどんな影響を与えるのか、または関税撤廃の損益を他の項目でどのように補完するかが日韓 FTA の成否を左右する評価基準になるものと思われる。

KIEP と JETRO—IDE の共同研究によると、日韓 FTA 妥結時には、両国は中 - 長期的に経済利益を得られるという結論が出されたが、韓国は日本に比べて短期的に経済的損害を被るという指摘も同時に示された³¹⁾。一方、日本は関税撤廃による短期的利益を得られる上、市場規模の拡大、標準モデルの統一、経済効率化などの中 - 長期的利益をも増

大すると予想される。韓国は短期的には関税撤廃の影響で対日貿易収支が一層悪化するが、中 - 長期的には日本の非関税障壁の撤廃、生産性の向上による貿易収支の改善、日本資本の海外投資流入により、直接投資の誘致拡大などの経済的効果を得られるものと予想される³²⁾。

イシヨンとジョンソンヒは日韓 FTA を政治経済的側面で分析したシミュレーションを次のように示している。日韓 FTA が妥結した場合、韓国はまず軽工業分野で対日競争優位が予想される反面、精密機械産業に被害が集中する。次に、韓国の農業は日本に対して競争優位に立てない。また FTA 推進の必要性和経済的効果に対しては肯定的に評価されているにもかかわらず、両国の FTA 妥結までには歴史認識の違いなどによる規範的対立、被害を受ける産業の抵抗のような政策実行の取引費用などの障壁が存在するという³³⁾。

このような根本的な問題と共に、農水産物市場開放枠をめぐる見解の違いは日韓両国の交渉当事者間の感情的な対立をさらに深いものにした。特に農水産物の譲歩において、韓国政府が90%水準の譲歩を要求したにもかかわらず、日本は50%水準の譲歩案を提示した。さらに日本がそれまで維持してきた250万束の海苔の輸入クォーターを2004年から第三国に配分しはじめ、韓国政府が日本の水産物に対する輸入数量制限措置をWTOに提訴するなど両国の関係が急速に悪化し、交渉が瓦解し始めた³⁴⁾。日本の農水産業界の反発など国内の制約により交渉が厳しくなったのは事実だが、交渉自体が長期こう着したことについては、韓国政府の過失も原因であることは否定できない事実である³⁵⁾。日韓 FTA 交渉が継続されなかった原因は、両国政府間協働の不在による国内の政策的合意が困難であり、特に国内での否定的な世論を憂慮した韓国政府の消極的な態度による部分が大きい。

日韓 FTA は東アジア地域主義発展の求心点に成り得る。なぜならば日韓 FTA の域内諸国に FTA 便乗戦略を選択するよう促進すると同時に、域内の政府間協働を促進できるよう誘導するためである。2003年10月に発表した日韓 FTA 産・官・学共同研究会議「最終報告書」によると、日韓 FTA は韓・中・日 FTA を発展させる架け橋の役割と EAFTA を実現する基礎になる上、究極的には地域政府間協働を構築し、東アジア地域主義発展に貢献するとしている³⁶⁾。

にもかかわらず日韓 FTA に対する韓国の推進戦略は東アジアの地域政府間協働を考慮せず、数式中心の短期的経済論理による打算的計算と理念中心の近視眼的同盟論理の反省なき帰結として対応しているのが現実である。日韓 FTA は地域政府間協働なしの状況的地域主義に便乗している。ここでいう状況的地域主義とは日韓両国が互いの国益として、両国間で共有できる利益を地域的利益として昇華させようとする努力よりも、現実的に自分が優位の立場に立とうとする「自己中心的競争」の所産であると言える³⁷⁾。日韓 FTA がこのような状況的地域主義の中にあるのは韓国の FTA 戦略に起因している。

第一に、東（北）アジアというカテゴリーの曖昧さである。盧武鉉政権は東（北）アジアを「我々の過去の歴史と密接に関連しており、未来にわたり我々の運命に関わりを持つ

国家が含まれるべきである」と述べている³⁸⁾。従って盧武鉉政権は東(北)アジアを韓国、北朝鮮、中国、日本、アメリカ、ロシアの6カ国とモンゴルを中心的なカテゴリーに含め、ASEAN10カ国を東(南)アジアというカテゴリーで定めている。しかしこのような定義づけが、東(北)アジアに対するカテゴリーのアイデンティティを混乱させているのが現実である。なぜならば韓国は「開放的地域主義」の原則に基づいてアメリカ、ロシア、モンゴルを東(北)アジアのカテゴリーとしているが、果たして彼らも我々と同じように地域的同一性が東(北)アジアに属すると間がるであろうかという疑問が生じるためである。これは韓国中心的思考から出発した理想論である。東(北)アジア構想が効率的に実行されるためには、日韓 FTA は中韓 FTA と共にその中核とならなければならない。しかし日韓 FTA は交渉が進展せず、中韓 FTA は画期的な政治的決断なしには交渉を進めるのが難しいというのが現実である。従って、東(北)アジアというカテゴリーの明確化は、今後韓国の FTA 推進戦略の方向性と地域構想において重要な意味を持つ。

2番目は、政治統合過程の欠如である。日韓 FTA 推進に伴う最も大きな困難は、多様な利害集団との交渉により、国民的合意が形成できないことである。なぜならば盧武鉉政権の FTA 推進メカニズムは、国会と利益関係者の関与が排除されることにより、深刻な国論分裂を招く様相を呈しているためである。これは盧武鉉政権の主張する「ハイレベル」の FTA 推進戦略に対するジレンマである。日韓 FTA において「ハイレベル」を志向するほど交渉時間は長期化し、利害関係は複雑に絡み合うため、統合された調整能力が要求される。従って、韓国の FTA 推進戦略が統合されて、一貫性を維持しようとするれば政府の国策研究所と各産業の担当部署、業界、消費者団体、主要企業間の情報共有や、市民団体や労働組合を対象にした政策の説明などの努力による政治統合の過程が必要である。

3番目は、規範的障壁に対する認識の違いである。日韓 FTA 交渉の膠着は、経済的要因だけでなく、両国の歴史認識の違いによる規範的原因にも起因している。2004年11月以降、日韓 FTA 交渉が停滞している表面的理由は商品譲歩案で合意できなかったためであるが、より根本的な原因は歴史問題による盧武鉉政権と小泉政権との間の政治的葛藤である。特に、韓国国民の根深い反日感情は、日韓 FTA 妥結で被害を受ける産業が危機に直面した際に、非常に高い規範的障壁を築くであろう。どんなに日韓 FTA に相互経済的利益が存在するとしても、靖国神社参拝、歴史教科書問題などのような歴史問題を乗り越えて、国民的な共感帯を得られない限り、FTA 推進の最大の障害として作用する³⁹⁾。従って、日韓 FTA を成功的に推進するためには、いかにして歴史問題による両国の規範的障壁を低くするかという問いに対する答えを探すことが今後の課題である⁴⁰⁾。

4. 米韓 FTA—地域政府間協働を超えた脱地域主義

米韓 FTA に対する論議は 2004 年 11 月、FTA 推進についての実務的な検討と同時に、

2005年上半期まで行われた3次にわたる事前実務点検会議を開催したことからスタートした。特に2005年9月20日の両国首脳間の電話会談と2005年11月17日に慶州で行われた首脳会談以降、米韓FTA論議は一気に弾みをつけた。米韓FTAを韓国政府が推進しているということが韓国国民に初めて明かされたのは2006年1月18日に行われた盧武鉉大統領の元旦国政演説である。盧武鉉大統領は世界化と自由化にうまく対処するため、米韓FTAを推進しつつ積極的な開放と効率的競争のための制度的な枠組みをつくり、米韓FTAを韓国経済を先進化させる機会と捉えることを表明した。

しかし、アメリカ政府は牛肉輸入規制の緩和、健康保険薬剤価格の現行維持、自動車排気ガスの排出基準緩和、スクリーンクォーター制の縮小などの4大通商懸案事項の解決なしに米韓FTAを妥結するのは時期尚早だという強硬な立場を堅持し続けた。2006年1月21日、米韓FTA推進が差し迫った韓国政府は、アメリカ政府が要求する四つの規制項目の縮小もしくは廃止を受け入れる約束をした。このような韓国の立場は日韓FTA交渉が進展しないことでFTAの推進実績が全般的に低調であること、中国が先に提案してきた中韓FTAに対して簡単に応ずるのが難しい時期的状況などが作用したためである。結果的に韓国政府は米韓FTA妥結のための産・官・学共同研究や十分な事前検討なしに電撃的に米韓FTAの推進を決定したようである⁴¹⁾。

2006年2月3日、韓国のキムホンジョン通商交渉本部長とアメリカのロバート・ポートマン(Robert Portman)通商代表部(USTR)代表はワシントンの米上院で米韓FTA推進についての共同記者会見を開き、政府間公式交渉開始を宣言した。このように米韓FTA交渉のスタートを早々に宣言したのは、アメリカの行政部に付与されていた貿易促進権限(TPA: Trade Promotion Act)が2007年6月30日に満了となるため、満了の90日前までに交渉を妥結して協定を締結するための時間を少しでも多く確保しようという両国政府の強い意志があったからである。米韓FTA交渉は2006年3月と4月に2次の非公式事前準備協議を開催後、2007年3月まで計8回行われ、2007年3月、高位級交渉と通商長官会談で合意に至り2007年4月2日、米韓FTA協商が妥結された。

米韓FTA交渉妥結の結果を具体的に見ると次のとおりである。韓国は、農業分野では現行40%である牛肉関税を今後15年間で段階的に廃止することに合意し、オレンジなどの果物は季節関税を付加して被害を最小化するようにした。自動車分野ではアメリカは3000cc級未満の自動車関税を即時撤廃し、3000cc級以上は3年後までに段階的に廃止することにした。韓国はこのようなアメリカの要求を一部受け入れ現行5段階の自動車保有税を大型、中型、小型の3段階に簡素化することに同意した。スクリーンクォーター制が現行73日の上映日数をそれ以上増やせないようになり、知的財産権の認定期間も現行50年から70年に延長された。また医薬品分野では新薬の特許期間延長を求めるアメリカの立場を韓国政府が受け入れた。総合的に農業と自動車分野は韓国の判定勝であったが、スクリーンクォーター制、知的財産権、医薬品分野では判定負けとなった⁴²⁾。

2007 年 6 月中旬、米韓 FTA 交渉妥結案を元に法律的作業を終えたアメリカは、行政部と議会が合意した‘新通商政策’を米韓 FTA 協定に反映させるため、労働、環境、医薬品、必須的安保、政府調達、港湾安全、投資など七つの分野に対する追加交渉を韓国に要求した。これにより両国政府は 2007 年 6 月 21～22 日と同 25～26 日にかけて 2 回にわたる追加交渉を行った。韓国が得た成果は、複製医薬品規制について FTA 協定発効後 18 ヶ月間の猶予期間と専門職ビザクォーターに関する口頭の約束の 2 つに過ぎなかったが、アメリカは韓国に要求した全ての分野の要求を実現した。これにより米韓 FTA は交渉スタートが宣言されて以来、約 1 年 4 ヶ月間の政府間交渉を終えて、発効のための両国議会の承認のみが残っている状態である。表 3 は米韓 FTA の交渉過程を整理したものである。

表 3 米韓 FTA 交渉過程

| 公式交渉 | 期間 | 場所 | 内容 |
|--------|--------------------------|-------|-------------------------------|
| 共同声明 | 2006 年 2 月 3 日 | ワシントン | 米韓 FTA 推進発表 |
| 第 1 次 | 2006 年 6 月 5～9 日 | ワシントン | 両国間の統合協定文作成 |
| 第 2 次 | 2006 年 7 月 10～14 日 | ソウル | 金融国境間取引許容、 サービス投資留保案交換 |
| 第 3 次 | 2006 年 9 月 6～9 日 | シアトル | 関税譲歩案協議、 サービス投資留保案確認作業 |
| 第 4 次 | 2006 年 10 月 23～27 日 | 済州 | 商品譲歩案の不均衡一定水準解消 |
| 第 5 次 | 2006 年 12 月 4～8 日 | モンタナ | 商品、貿易、サービス、知的財産 権などの分野に進展 |
| 第 6 次 | 2007 年 1 月 15～19 日 | ソウル | 農業と金融分野で一部合意 |
| 第 7 次 | 2007 年 2 月 11～14 日 | ワシントン | 商品貿易分野で実質的妥結、 妥結のための土台 |
| 第 8 次 | 2007 年 3 月 8～12 日 | ソウル | 技術障壁、環境、電子商取引 分野妥結 |
| 高位級交渉 | 2007 年 3 月 19～22 日 | ワシントン | 総体的妥結の枠組みの整備 |
| 通商長官会議 | 2007 年 3 月 26 日～4 月 2 日 | ソウル | 2007 年 4 月 2 日米韓 FTA 交渉妥 結 |
| 追加交渉 | 第 1 次：2007 年 6 月 21～22 日 | ソウル | 両国の立場の確認のみで成果なし に終わる。 |
| | 第 2 次：2007 年 6 月 25～26 日 | ワシントン | アメリカ側の要求殆ど受け入れ |
| | 2007 年 6 月 29 日 | ワシントン | 追加交渉最終妥結 |
| 協定文署名 | 2007 年 6 月 30 日 | ワシントン | 米韓 FTA 協定文署名 |

出所：韓国外交通商部通商交渉本部 (http://www.fta.go.kr/user/fta_korea/info.asp?country_idx=19：2007 年 7 月 5 日アクセス) を参考に要約。

米韓 FTA は非対称的構図で交渉が展開された。前文において言及したように、韓国は交渉の争点である 4 大先決条件を防御的姿勢で一定のラインを維持することを目標にしたが、アメリカは攻撃的な姿勢で市場開放を要求してきた。にもかかわらず、なぜ盧武鉉政権はアメリカの 4 大先決条件を全て受け入れてまでして米韓 FTA 推進に執着したのか。この問いに対する韓国政府の詳しい説明はない。ただ比喩的な回答として、ハンドクス経済副総理は米韓 FTA が単純な輸出市場確保というレベルを超えて、韓国経済の先進国跳躍と米韓同盟関係を強固にする包括的価値を創出すると逆説した⁴³⁾。つまり、米韓 FTA は両国政府の状況的必要性によって選択された戦略なのである。アメリカの立場では米韓 FTA は北朝鮮の核問題解決及び対中国牽制を通じて環太平洋地域の経済的連携を強固にし、アメリカが東アジア地域主義に浸透もしくは介入しようとする中 - 長期的布石戦略であるが、韓国の立場では駐韓米軍の戦略的柔軟性による同盟の亀裂を縫合し、同時に巨大先進経済圏との経済統合を通じて東（北）アジアのハブとしての第一歩を踏み出そうとする対応戦略である⁴⁴⁾。

ここで我々がもっと考えるべきことは、果たして米韓 FTA と東アジア地域主義は調和しながら発展できるのかについての検討である。ユテファン⁴⁵⁾ は米韓 FTA を、中 - 長期的に経済的自由化を東（北）アジアに伝播する通路になるが、産業構造の高度化と国際競争力の引き上げという盧武鉉政権の FTA 推進戦略に逆行する可能性と東アジア地域政府間協働を挫折させる障害要因として作用するとの評価を下している。しかし盧武鉉政権は米韓 FTA を通じて韓国が東（北）アジアの均衡者としての役割を強化する可能性があるため、東アジア地域主義発展にも肯定的な効果を与えると主張している。しかしこうした韓国の FTA 推進戦略は論理的に矛盾があるため、東アジア地域政府間協働よりも葛藤を触発させる要因として転落する可能性も排除できない。米韓 FTA は地域政府間協働から逸脱しており、脱地域主義の属性を備えている。脱地域主義とは米韓両国が地域単位を超えてお互いの国益のために域内の戦略的パートナーとして採択して両国の役割を補完する方式で新自由主義世界化に便乗することである。このような脱地域主義に便乗している米韓 FTA が韓国の FTA 推進戦略においてどのような意味を持つのか調べてみる必要がある。

まず、非対称的な新自由主義的 FTA モデルが東アジアに浸透する。盧武鉉政権は経済システムの先進化のためのグローバル・スタンダード導入のための手段として米韓 FTA 交渉を推進した。しかし、アメリカは韓国に農産物市場はもちろん金融、医療、教育、放送、労働・環境など重要な公共政策分野にまで対しても包括的な開放を要求してきたということだ。これらは、防御的立場をとってきた韓国社会に広範囲に及ぶ新自由主義的構造改革を伴わせ、両極化解消はおろか社会統合の基盤までも揺さぶるものと予想される。アメリカの FTA 推進方式は東アジア諸国が志向する FTA モデルと比較できる。例えば、日本が推進している経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は交渉対象

国の経済発展支援や経済協力を考慮するだけではなく、中－長期的な相互利益のための科学技術の発展、人的資源開発などを含む発展志向的協力関係を追求している⁴⁶⁾。このような観点から見ると、韓国は米韓 FTA を通じてアングロ－アメリカン方式の非対称的な新自由主義的 FTA モデルを採択し、結果的にアメリカが東アジア地域主義に浸透するための基盤を提供したのである。

二つ目は、アメリカのアジア－太平洋戦略に便乗しているという点である。アメリカは政治・軍事的次元においては勿論のこと、経済次元でも東アジア地域主義に浸透もしくは介入するための努力を続けている。2006年2月3日、ブッシュ大統領の政治演説によると、米韓 FTA 推進は両国に重要な戦略的利益を与えるし、アメリカの東アジア介入を増進させるきっかけを与えると強調した⁴⁷⁾。これはアメリカの対アジア－太平洋戦略のテキストとも言えるアーミテージ・ナイ・レポートを元にアメリカ政府が米韓 FTA の役割を含蓄して表現したものである。同報告書によるとアメリカの世界戦略の核心はアジア－太平洋で東アジア戦略の核心は日米同盟であるということが明らかにされている⁴⁸⁾。従って、アメリカは東アジア地域に効率的に介入するための日米同盟を補助する支えとして、米韓 FTA を通じた米韓同盟の強化を目指している。米韓 FTA 協定文の前文を見ると、‘アジア太平洋地域での貿易及び投資に対する障壁縮小を追求することによって、同地域での経済的指導力を拡大することを決議’するとしている。これはアメリカが自分を排除した東アジア地域主義の制度化を憂慮しており、米韓 FTA を通じて自分たちがリードするアジア－太平洋地域主義を通じて東アジアの覇権を維持しようとする意図が込められている。

三つ目、北朝鮮の問題で弱体化した米韓同盟を米韓 FTA で強化しようとする意図である。盧武鉉政権は北朝鮮問題で疎遠になりはじめた米韓関係が、駐韓米軍の戦略的柔軟性の問題、平澤米軍基地拡張移転問題、戦時作戦権・統制権の返還等の問題により、同盟関係に亀裂が生じていると認識した。従って、盧武鉉政権は北朝鮮の核問題をはじめとする北朝鮮問題を平和的に解決するための手段として、選択的に米韓 FTA 推進を急いだのである。なぜならば北朝鮮問題を柔軟に解決するためにはアメリカの協力が必要だからである。また開城工業団地を米韓 FTA のイシュー化し、アメリカの北朝鮮封鎖政策 (Containment Policy) を宥和政策に変化させる基盤にした。これは盧武鉉政権が北朝鮮問題をめぐる米国との葛藤により、「東(北)アジア時代の具現」という政策目標を持続することが困難であると判断したためである。つまり米韓 FTA は盧武鉉政権の外交政策が‘東北アジア均衡者’からアメリカの体制追従者へと役割が転換したことを反映している。

おわりに

本研究は韓国のFTA推進戦略が東アジア地域主義発展を促進させるよりは亀裂を深化させる方向に進んでいるという理論的仮説を、日韓FTAと米韓FTAの事例を通じて経験的に立証している。そのために「地域政府間協働」という概念を分析のツールとして活用し、韓国のFTA推進戦略を包括的に検討することに焦点を置いている。韓国のFTA推進戦略は巨大先進経済圏と同時多発的に、包括的で高い水準のFTA推進を志向しており、開放を通じた生産性確保を目的にしている。このようなFTA推進戦略は地域政府間協働を無視して東アジアのRTA、地域結束力、地域共同体構築の阻害要因として作用するため、無批判的開放至上主義式の推進戦略は控えるべきである。

日韓FTAは東アジア地域経済統合の速さと東アジア地域主義の方向性を大きく左右する変数になる。これは日韓FTAが、地域政府間協働なしで形成される相互不信と葛藤が状況的地域主義を拡散させる触媒としての役割を果たしているからである。韓国のFTA推進戦略は東北アジアというカテゴリーの曖昧さ、政治統合過程の限界、規範的障壁に対する認識的対立など状況的地域主義を煽る結果になった。特にFTA推進戦略と東アジア地域主義を連携させた盧武鉉政府の東（北）アジア・ハブ構想は物流など一部のプロジェクトを除き、具体性が欠如しており、経済政策の方向性の不在が日韓FTAに対する否定的環境造成へと誘導している。

米韓FTAは貿易自由化を東アジアに伝播する通路の役割を果たすが、両極化解消や東（北）アジアのハブ構想に逆行する可能性がある。これは盧武鉉政権が主張している「平和と繁栄の東（北）アジア時代の具現」は外交目標の挫折や、予想外の中国からのFTA提案、日韓FTAの中断、そして他律的改革に対する危機によって米韓FTA推進を決定したと判断できるからである。しかし、米韓FTAは4大通商懸案事項を先決条件として提示してきたアメリカ側の要求を受け入れることによって可能であった推進だったため、交渉は非対称的構造でスタートし、結果も予想し難い波及効果を及ぼすと考えられる。このような韓国のFTA推進戦略はアングロ・アメリカン方式の新自由主義の採択、アメリカのアジア-太平洋戦略への便乗、脱米から親米への回帰などのかたちで現れた。結果的に米韓FTAの妥結は地域政府間協働を超えて韓国のFTA推進戦略が東アジアの「脱地域化」そして「脱地域主義」を拡散させる分岐点になるであろう。

以上のように、韓国のFTA推進戦略は東アジア地域主義の発展を阻害するかたちで進んでいる。盧武鉉政権は東アジア地域主義発展を憂慮するアメリカの圧力と日本の役割増大に対する牽制のために巨大先進経済圏と同時多発的に、包括的で高い水準のFTA推進を対応戦略として採択した。その結果、FTA推進を担当する外交通商部通商交渉部の無分別な開放論と誇示的成果主義を触発して盧武鉉政権の東アジア地域主義に対する政策目標を揺さ振っているのが現実である。言いかえると、盧武鉉政権のFTA推進戦略は韓国

社会全般に新自由主義的論理を拡散させただけでなく、東アジアの地域協力と統合を挫折させる基盤を提供するであろう。筆者は FTA 推進を賛成する立場である。但し、FTA 推進戦略の形態、方法において、盧武鉉政権と異なる見解をもっていることを本論文を通じて明らかにしている。

注

- 1) 本論文は 2007 年 7 月 12 日、韓国地方政治学会夏期学術会議で発表された内容を修正、加筆したものである。
- 2) 외교통상부통상교섭본부 『자유무역협정 (FTA) 추진 로드맵 (9 월 2 일보고서)』 2003 年 (外交通商部通商交渉本部 『自由貿易協定 (FTA) 推進로드맵 (9 月 2 日報告書)』 2003 年)。
- 3) 유영희 「우리 정부의 FTA 추진현황과 정책방향」 정인교·노재봉 편 『글로벌시대의 FTA 전략』 해남, 2005 年 (ユヨンヒ 「我が国政府の FTA 推進現況と政策方向」 チョンインギョ・ノジェボン編 『グローバル時代の FTA 戦略』 ヘナム, 2005 年)。
- 4) EFTA はスイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの 4 カ国で構成されている。
- 5) Gamble A. and Payne A, eds, *Regionalism and World Order* Macmillan Press, 1996. Hook G. D. and Kearns I. eds, *Subregionalism and World Order*, Macmillan, 1999. 김명철·박창건 「외환위기 이후 동아시아 지역주의: 한·중·일 3 국을 중심으로」 『한국과 국제정치』 제 21 권 3 호, 2005 年 (キムミョンチョル·パクチャンゲン 「外換危機以後の東アジアの地域主義: 韓·中·日三国を中心に」 『韓国と国際政治』 第 21 卷 3 号, 2005 年)。
- 6) Hund M. "ASEAN plus three: towards a new age of pan-East Asia regionalism? A skeptic's appraisal." *The Pacific Review*, vol.16, No.3, 2004.
- 7) 정인교 「FTA 와 국제경쟁력 강화」 『외교』 제 67 호, 2003 年 (チョンインギョ 「FTA と国際競争力の強化」 『外交』 第 67 号, 2003 年)、Desker B. "In defence of FTAs: from purity to pragmatism in East Asia," *The Pacific Review*, vol 17, No. 1, 2004. 浦田秀次郎 「日本の FTA 戦略の課題と展望」 馬田啓一·浦田秀次郎·木村福成編著 『日本の新通商戦略: WTO と FTA への対応』 文眞堂, 2005 年。
- 8) Hatch W. "Japan's agenda for Asian regionalism: industrial harmonization, not free trade." paper presented to the International Conference on Creating an East Asian Community: Prospects and Challenges for Fresh Regional Cooperation at National University of Singapore, 8-10 January, 2004. 이해영 「신자유주의와 FTA」 『진보평론』 제 23 호, 2005 年 (イヘヨン 「新自由主義と FTA」 『進歩評論』 第 23 号, 2005 年)、小林弘明 『WTO, FTA と日本農業: 政策評価分析による接近』 青山社, 2005 年。
- 9) 김양희·장준호 「한국의 FTA 정책의 비판적 검토와 대안 모색」 『동향과 전망』 제 67 호, 2006 年 (キムヤンヒ·チャンジュノ 「韓国の FTA 政策の批判的検討と対案の模索」 『動向と展望』 第 67 号, 2006 年)、최태욱 「한국의 FTA 정책결정과정」 『한국과 국제정치』 제 22 권

- 2호, 2006년(첸테우크「韓國의 FTA 政策決定過程」『韓國と國際政治』第22卷第2号、2006年)、최태욱역음『한국형 개방전략: 한-미 FTA 와 대안적 발전모델』창비, 2007년(첸테우크編『韓國型開放戰略: 韓-美 FTA と対案的發展モデル』チャンピ, 2007年)。
- 10) Ravenhill J. APEC and the Construction of Pacific Rim Regionalism, Cambridge University Press, 2001.
- 11) Ravenhill J. "A three bloc world? The new East Asian regionalism," International Relations of the Asia-Pacific, vol.2, No.2, 2002.
- 12) Moravcsik A. "Preferences and power in the European community: a liberal intergovernmental approach," Journal of Common Market Studies, vol.31(December 1993).
- 13) Kreinin M. & Plummer M. 1994. "Natural economic bloc: an alternative formation," The International Trade Journal, vol.8, No.2, 1994.
- 14) Balassa B. The Theory of Economic Integration, George Allen & Unwin Ltd., 1961, 1-5.
- 15) 谷口誠『東アジア共同体: 經濟統合』岩波書店、2004年。
- 16) 박창건「신국제정치질서의 재편과 동아시아 지역주의」『아세아연구』제49권2호, 2006년(박창건編『新國際政治秩序の再編と東アジア地域主義』『アジア研究』第49卷2号, 2006年)。
- 17) 이남주「동아시아 경제 공동체와 지속 가능한 개방 전략: FTA 논의를 중심으로」『동향과 전망』제64호, 2005년, 66쪽(イナムジュ「東アジア經濟共同体と持続可能な開放戰略: FTA 論議を中心に」『動向と展望』第64号, 2005年, 66頁)。
- 18) EAVG. "Towards an East Asian community: region of peace, prosperity and progress," available online at: <http://mofa.go.jp/region/asia-paci/report2001.pdf> (accessed 21 July 2002).
- 19) 대통령자문 동북아시아대위원회『평화와 번영의 동북아시아 구상』동북아시아대위원회, 2004년, 14쪽(大統領諮問東北亞時代委員會『平和と繁榮の東北亞構成』東北亞時代委員會, 2004年, 14頁)。
- 20) 손열「韓國의 FTA 추진의 국제정치경제: FTA 경쟁과 따라잡기의 동학」『세계정치』제6권, 2006년(ソニョル「韓國의 FTA 推進の國際政治經濟: FTA 競戰と追いつきの動學」『世界政治』第6卷, 2006年)。
- 21) 문정인『동북아경제공동체와 한국정부의 대응전략』제8회 동북아 심포지엄특별강연, 2004년 8월 23일(문정인『東北亞經濟共同体と韓國政府の対応戰略』第8回東北亞シンポジウム特別講演, 2004年8月23日)。
- 22) 대외경제정책연구원『FTA 추진 효과분석 및 FTA 체결 우선국가 선택전략안』제3차대외경제위원회점검자료, 2004년 11월(對外經濟政策研究院『FTA 推進評價分析及び FTA 妥結優先國家の選択戰略案』第3次對外經濟委員會点檢資料, 2004年11月)によると、政府は2004年4月にはまだ日本とASEANを中心にした域内のFTAを最優先締結相手国と設定し、米韓FTAは5-10年以降に推進しようとした。
- 23) 『聯合ニュース』2006年2月16日付。

- 24) 손열, 앞의 책, 120-22 쪽 (ソニョル, 前掲書, 120-122 頁)。
- 25) 『문화일보』(『文化日報』) 2006 年 4 月 4 日付。
- 26) 『국민일보』(『國民日報』) 2006 年 5 月 19 日付。
- 27) 최태욱, 앞의 책, 42 쪽 (チェテウク, 前掲書, 42 頁)。
- 28) 정성춘 「한·일 FTA 의 필요성과 일본기업의 인식조사: 전기·전자·기계 산업을 중심으로」 『韓日經商論集』 제 31 권, 2005 年 (チョンソン춘 「韓·日 FTA 의 必要性と日本企業의 認識調査: 電機·電子·機械産業を中心に」 『韓日經商論集』 第 31 卷, 2005 年) は、日韓 FTA 推進が必要な理由を次のように説明している。第一に、中国の急浮上に対する共同対応。第二に、日韓産業協力の強化を通じた民間企業中心の自由化促進。第三に、制度的改善を通じた技術協力に関するメカニズムの構築。第四に、世界的な貿易拡大の効果など、総じて肯定的な側面から説明している。
- 29) 『朝日新聞』 1999 年 11 月 29 日付。
- 30) 両国の FTA 産·官·学共同研究会は 2002 年 3 月に発足し、2003 年 10 月に第 8 次会議を最後に日韓 FTA についての報告書を青果物としてまとめた。
- 31) 대외경제정책연구원 『한일자유무역협정의 구상·평가와 전망』 대외경제정책연구원, 2000 年 (對外經濟政策研究院 『韓日自由貿易協定の構成: 評価と展望』 對外經濟政策研究院, 2000 年)、日本貿易振興会アジア經濟研究所 (IDE) 『Japan-Korea economic agenda 21』 日本貿易振興会アジア經濟研究所, 2000 年。
- 32) 정인교 『한일 FTA 의 경제적 효과와 정책시사점』 대외경제정책연구원, 2001 年 (チョンインギョ 『韓日 FTA 의 經濟的評價と政策示唆点』 對外經濟政策研究院, 2001 年)。
- 33) 이시영·전성희 「한·일 FTA : 정치경제적 접근」 『국제통상연구』 제 9 권 1 호, 2004 年, 144-145 쪽 (イシヨン·チョンソンヒ 「韓·日 FTA : 政治經濟的接近」 『國際通商研究』 第 9 卷 1 号, 2004 年)。
- 34) 유태환 『한국의 FTA 정책과 한미 FTA』 대안연대 발표문, 2006 年 4 월 21 日, 13 쪽 (ユテファン 『韓國의 FTA 政策と韓米 FTA』 代案連帶發表文, 2006 年 4 月 21 日, 13 頁)。
- 35) 『한겨레신문』 (『ハンギョレ新聞』) 2006 年 8 月 10 日付。
- 36) 한·일 FTA 산·관·학 공동연구회 「최종보고서」 2003 年, 79-80 쪽 (韓·日 FTA 産·官·学共同研究会 「最終報告書」 2003 年, 79-80 頁)。なお、「最終報告書」の日韓 FTA 推進基本原則は次のとおりである。第一、包括的 FTA の原則として、農業などの特定分野を除外せず全ての分野で自由化を推進すること。第二、実質的な自由化の原則を基づいて短期的に一部の産業が被害を受けるにせよ中-長期的經濟効果を考慮して全ての分野で開放を推進し、関稅撤廢までの期間を可能な限り短縮すること。第三、相互利益増進を原則に兩國經濟の持続的な成長と共同繁榮を目指して包括的な分野で兩國間協力を強化すること。第四、WTO 規範との關係を考慮して多國間貿易体制の補完的維持と東アジアの經濟統合の土台として地域主義發展のために努力することを目指す。

- 37) 손열, 앞의 책, 146 쪽 (ソニョル, 前掲書, 146 頁)。
- 38) 대통령자문 동북아시아위원회, 앞의 책, 17-18 쪽 (大統領諮問東北亞時代委員會, 前掲書, 17-18 頁)。
- 39) 이시영 「동북아 자유무역협정논의의 허와 실」 『Money & Stock』 대신경제연구소, 2002 년 (イシヨン「東北亞自由貿易協定論議の虚と実『Money & Stock』デシン經濟研究所, 2002 年)。
- 40) 김현진 「동아시아 FTA 의 정치·경제: 일본·중국의 FTA 전략과 한국의 선택」 박번순·전영재·김현진·이수희·최세균 『한국의 FTA 전략』 삼성경제연구소, 2003 년, 86 쪽 (キムヒョンジン「東アジア FTA の政治·經濟: 日本·中国の FTA 戦略と韓国の選択」パクビョンスン·チョニョンジェ·김ヒョン진·이스히·츠펬세균 『韓国の FTA 戦略』三星經濟研究所, 2003 年, 86 頁)。
- 41) 전창환 「한미 FTA 협상 결정의 배경과 파장」 『동향과 전망』 제 67 호, 2006 년, 164 쪽 (チョンチャンファン「韓米 FTA 協商決定の背景と波長」『動向と展望』第 67 号, 2006 年, 164 頁)。
- 42) 『매일경제신문』 (『毎日經濟新聞』) 2007 年 4 月 22 日付。
- 43) (대한민국 정부, 2006 년: 4-10 쪽) 대한민국 정부. 2006. “한미 FTA 를 말한다,” (국정홍보처, 2006 년 5 월 26 일 2006 년: 4-10 쪽).
- 44) Vershbow A “US-Korea free trade pact expected to foster sustainable growth,” US Fed New Service, Including US State News, February 14, 2006
- 45) 유태환 「한·미 FTA 협상결과의 정치경제적 함의」 『동향과 전망』 제 70 호, 2007 년 (ユテファン「韓·米 FTA 協商結果の政治經濟的合意」『動向と展望』第 70 号, 2007 年)。
- 46) 大矢根聡 「東アジア FTA : 日本 の 政策 転換 と 地域 構想」 『國際問題』 No.528, 2004 年, 木下俊彦 「東アジア諸国の地域主義と FTA : 日本 の 進路」 『中国 21』 Vol.21, 2005 年 3 月。
- 47) 『한국일보』 (『韓國日報』) 2006 年 2 月 3 日付。
- 48) Armitage R. L. & Nye, J. “The US-Japan alliance: getting Asia right through 2020,” http://www.csis.org/media/csis/pubs/070216_asia2020.pdf (accessed 5 March 2007).

キーワード

FTA 戦略 (FTA strategies) 地域政府間協同 (regional intergovernmental collaboration)
東アジア地域主義 (East Asian regionalism) 日韓 FTA (Korea-Japan FTA)
米韓 FTA (Korea-US FTA)

(PAEK Chang-gun)